

**質問書に対する回答**  
**首都圏中央連絡自動車道 芝山工事**

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	6月11日付訂正公告 ・金抜設計書:番号185～187 ・割掛対象表参考内訳書: 【共通仮設費】工事用機械運搬費 【仮設備工事費】ダンプトラック運転費	<p>『割掛対象表参考内訳書【仮設備工事費】』の「ダンプトラック運転費」において、25tダンプトラックの運転費が計上されておりますが、『割掛対象表参考内訳書【共通仮設費】工事用機械運搬費』には25tダンプトラックに係る費用の計上がありません。</p> <p>6月11日付の訂正公告にて、『割掛対象表参考内訳書【共通仮設費】工事用機械運搬費』に油圧切削機2100kg級の追加修正がありましたが、こちらも考慮すると、25tダンプトラックは10tダンプトラックの間違いではないでしょうか。ご確認ください。</p>	<p>25tダンプトラックについては、自走を想定しており、このため工事用機械運搬費は計上しておりません。</p> <p>なお、本工事における25tダンプトラックの運搬費については、土木工事積算基準1-4 (2)間接工事費 1) (イ)(I)③に示すとおりです。</p>